

京都市政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程を  
公布する。

平成25年2月28日

京都市会議長 大西 均

京都市会規程第1号

京都市政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する  
規程

京都市政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を次のように改正  
する。

題名を次のように改める。

京都市政務活動費の交付等に関する条例施行規程

第1条中「京都市政務調査費の交付に関する条例」を「京都市政務活動  
費の交付等に関する条例」に改める。

第2条を削る。

第3条中「会派政務調査費」を「会派政務活動費」に、「議員政務調査費」  
を「議員政務活動費」に改め、同条を第2条とする。

第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

第1号様式及び第2号様式中「第4条関係」を「第3条関係」に、「あて  
先」を「宛先」に、「印」を「㊟」に、「京都市政務調査費の交付に関する  
条例」を「京都市政務活動費の交付等に関する条例」に、「かっこ」を「括  
弧」に、「委託調査費」を「調査研究費」に、「委託目的等」を「テーマ、  
目的等」に、「会議研修費」を「研修費」に、「会議目的、研修目的等」を  
「テーマ、目的等」に、「調査旅費」を「広報広聴費」に、「日程、調査場

所，調査目的等」を「名称，目的等」に，

「

広報広聴費		(名称，目的等)
-------	--	----------

を

」

「

要請・陳情活動費		(目的等)
会議費		(目的等)

に，

」

「図書，雑誌，新聞，資料等」を「種類等」に，「備車料，電話・郵便代等」を「通信手段等」に改める。

#### 附 則

この規程は，平成25年3月1日から施行する。

(市会事務局調査課)